

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 買受人は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、広島市の個人情報保護条例その他個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 買受人は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(従事者の監督)

第3 買受人は、業務に従事している者に対し、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第4 買受人は、業務を行うために個人情報を収集するときは、業務の目的の範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外の利用及び提供の制限)

第5 買受人は、売払人の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を業務の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(再委託の禁止)

第6 買受人は、業務を行うための個人情報を自ら取り扱うものとし、売払人の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

(適正管理)

第7 買受人は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、改ざん、滅失及びき損等の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(作業場所以外での業務の禁止等)

第8 買受人は、業務の作業場所を売払人に報告するものとし、当該作業場所以外で業務を行ってはならない。また、売払人が指定する場所又は当該作業場所以外に個人情報を持ち出してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第9 買受人は、売払人の指示又は承諾があるときを除き、業務を行うために売払人から提供を受け、又は自ら収集した個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還等)

第10 買受人は、業務を行うために売払人から提供を受け、又は自ら収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後又は解除後、直ちに売払人に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、売払人が別に指示したときは、この限りでない。

(事故発生時における報告等)

第11 買受人は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがある場合は、速やかに売払人に報告し、売払人の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。これらの場合において、買受人は、売払人から立入検査の実施を求められたときは、これに応ずるものとする。

(情報の開示の禁止)

第12 買受人は、患者又はその家族等から患者本人の疾病等の診断に関する個人情報の問い合わせに対し、当該情報を患者又はその家族等に対し開示してはならない。